

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ サラリーマンでも農業相続人？

**Q** : 農地等を農業相続人が相続した場合には、相続税の納税猶予の制度がありました。

ところで、相続により農地等を取得した人がサラリーマンでも、その人は農業相続人になれるのでしょうか。

**A** : 農繁期や休祭日に農耕に従事できる状態にあるなど一定の要件を満たす場合には、農業相続人になることができます。

### 【解説】

相続人が農地等を相続又は遺贈により取得して農業を営む場合には、一定の要件のもとに、農地等の価額のうち農業投資価格を超える部分の価額に対応する相続税についての納税が猶予されます。

農業相続人とは、相続税の申告書の提出期限までに相続又は遺贈により取得した農地等につき農業経営を開始し、その後引き続き農業経営を行うと認められる者で、これについて農業委員会が証明をした者をいいます。

しかし、その相続人が会社、官庁等に勤務していても、農繁期、休祭日等に実際に農耕に従事しており、引き続き農業経営を継続できるのであれば、農業委員会の証明を受けることにより農業相続人となることができます。

ちなみに、農業所得の多寡については、農業の継続を判断するうえで特に基準は設けられていませんから、実態として農耕をしている事実があれば、極端に収入が少なくても、それだけで納税猶予が打ち切られることはありません。



KIMIYO・I